

## 随意契約理由書

件名	東川崎町緊急対策排水施設築造工事（その1）
契約の相手方	株式会社 永川組建設
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に該当
<p>本工事は、東川崎町周辺地区において緊急的な浸水対策を行うために雨水ポンプ施設を築造する工事である。</p> <p>東川崎町は地盤が低いため、過去にも浸水被害が発生しており、平成30年の台風では神戸駅周辺から東川崎町にかけての広範囲で大規模浸水が生じた。それにより多数の家屋被害や国道の長時間通行止めが生じたため、早急な対策が必要となった。そのため、本工事で令和元年の台風シーズン（おおむね8～10月を想定）までにポンプ施設を供用させる予定だったが、工事の入札不調により施工が出来なかった経緯がある。令和2年度の台風シーズンまでにポンプ施設を供用させる必要があるため、再度発注を行ったが、再び入札不調となり、その後、随意契約先を探したが応じてもらえる業者がいなかった。</p> <p>業者にヒアリングした結果、人手不足などで当初設計を施工するための受注体制を確保できないことが判明したため、施工業者の意見を取り入れながら設計の見直しを行った。設計は完了したものの、これから一般競争入札に付した場合、契約先の決定及び着工時期が遅れ、令和2年の台風シーズンまでに工事を完了させることが困難であることが予想される。</p> <p>本件は、災害を未然に防止するために実施する応急的工事であり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するため、上記請負業者と随意契約を行い、早期に工事着手することとする。</p> <p>請負人を選定するにあたり、神戸市内の建設業者が属する建設協力会を通じて工事の周知および受注協力の呼びかけを行った。また、直接、20社以上の土木業者にヒアリングをしたが、技術者不足などの理由から上記請負人以外からは受注困難と回答を受けた。なお、上記請負人は、本市発注の土木工事において十分な実績を有しているうえ、下水道施設小規模工事の履行をつうじて本件現場付近の状況を十分理解していることから、迅速な現場着手及び円滑かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署	建設局下水道部管路課雨水係（電話番号 806-8749）